

健康福祉審議会	2020/9/28	資料2-1
第2回 全体会		

第9期中野区健康福祉審議会

地域福祉部会

第1次報告書

地域福祉部会

< 目 次 >

はじめに.....	1
-----------	---

第 1 章 地域共生社会の実現に向け、区、関係機関、事業者、地域団体等が協働して子どもから高齢者までを地域で支えるための方策について

1 全世代向け地域包括ケアシステムを実現するための相談・連携体制について.....	3
2 すべての人に対する包括的な（切れ目のない）支援.....	4
3 子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制の充実.....	5
4 成年後見制度の利用促進について.....	7

第 2 章 地域生活課題に対応するための包括的な支援体制の整備について

1 多機関の連携、協働による支援体制.....	9
-------------------------	---

用語説明	11
-------------------	----

（報告書本文中の「※」が付帯している文言については、11～13 ページに用語説明を記載しています）

《資料編》

1 地域福祉部会委員名簿.....	14
2 地域福祉部会における審議内容.....	15
3 配付資料一覧.....	16

はじめに

第9期中野区健康福祉審議会では、諮問内容のうち、住み慣れた地域で子どもから高齢者まで誰もが生き生きと暮らすために、区、関係機関、事業者、地域団体等の協働により、多様なサービスが確保されるための総合的な方策について、より専門的な審議を行うための専門部会として、地域福祉部会を設置し、検討を行った。

【第9期中野区健康福祉審議会への諮問事項】

- 1 中野区健康福祉総合推進計画の改定にあたり、すべての世代がその能力に応じて支え合う中野区をめざして、同計画に盛り込むべき基本的な考え方、とりわけ、以下の点に係る意見
 - (1) 健康寿命の延伸及びあらゆる高齢者を地域で支えるための総合的な方策について
 - (2) 住み慣れた地域で子どもから高齢者まで誰もが生き生きと暮らすために、区、関係機関、事業者、地域団体等の協働により、多様なサービスが確保されるための総合的な方策について
 - (3) 障害のある人の社会参加を支えるための総合的な方策について
- 2 第8期中野区介護保険事業計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について
- 3 第6期中野区障害福祉計画・第2期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、同計画に盛り込むべき基本的な考え方について

地域福祉部会には以下の事項が付託され、検討を行ってきた。

【地域福祉部会 付託事項】

- 1 地域共生社会^{※13}の実現に向け、区、関係機関、事業者、地域団体等が協働して子どもから高齢者までを地域で支えるための方策について
- 2 地域生活課題^{※15}に対応するための包括的な支援体制の整備について

少子高齢・人口減少社会という大きな課題は、経済や地域社会存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めながら、地域づくりを進めていくことが必要と考えられる。

支える側、支えられる側という垣根のない、誰もが役割を持ち、活躍できる、全員参加の地域共生社会の実現が求められている。

そのためには、福祉の領域だけでなく、産業、防犯・防災、交通、まちづくり等も含め、分野や世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、人材も含めた地域資源が循環し、ときに支え、ときに支えられるという関係が構築され、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことが必要である。

こうした地域づくりを実現するためには、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等^{※14}が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備が必要である。上記①から③については、これまでも取組が行われているが、これらの取組も互いに連携させることによって、効果的な支援体制が構築できるものと考えられる。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域福祉の仕組みをつくるために、区で現在取り組んでいる地域包括ケアシステム^{※16}の発展・充実とともに、地域に住む一人ひとりが地域の担い手であるという意識を持ち、区、区民、関係機関が連携して地域を支え、地域の問題解決に向けて取り組むことが必要である。

本報告書は、令和2（2020）年4月から8月までの期間に地域福祉部会において審議した内容を、報告書としてまとめたものである。

第1章 地域共生社会の実現に向け、区、関係機関、事業者、地域団体等が協働して子どもから高齢者までを地域で支えるための方策について

令和7年（2025）年に団塊の世代（1947～49年生まれ）のすべての人が後期高齢者（75歳以上高齢者）となるにあたり、中野区においても少子高齢化が加速することが予想される。

また、世帯の小規模化の進展、地域のつながりの希薄化等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境についても大きく変化している。

このような状況の中で、高齢者、子どもと子育て家庭、障害者等の他、生活困窮者や引きこもり、一人親等の生活に課題を抱えた人も含め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、多様化するニーズや課題を早期に発見し、適切に解決へつなげることが必要である。

また、すべての子どもと子育て家庭が地域の中で安心して、子育て・子育てができていない状態を実現するためには、子どもと子育て家庭を取り巻く、身近な地域での相談支援体制の充実を図っていくことが必要である。

1 全世代向け地域包括ケアシステムを実現するための相談・連携体制について

(1) 圏域の再編成について

地域の情報や生活ニーズを把握、共有し、支援が必要な人を確実に相談や支援につなげていくためには、様々な相談支援機関の特性を最大限に生かすことができるように、対象人口、担当範囲を踏まえながら、機能や体制を整備・強化していくことが必要である。

このようなことから、介護保険制度上の「日常生活圏域」ごとに設置しているすこやか福祉センター（圏域）の再編だけではなく、増加し続ける高齢者数に対応できる地域包括支援センター圏域や、地域住民の日常的な活動が行われている範囲である区民活動センター圏域（日常区民活動圏域）での相談・連携体制の強化が図られるよう圏域の再編成をしていくことが求められている。

同時に、現在のすこやか福祉センターの機能、サービスについて、区民がより身近な圏域でも利用することができるよう、配慮することも必要である。

(2) 誰一人取り残さない包括的な支援体制について

生活様式や価値観が多様化した結果、地域のことに関心が薄くなり、地域の課題解決力が低下している傾向がみられる。また、世帯の小規模化により、家庭内において子どもや介護者をケアする力が低下しており、自分から、医療・介護及び行政の窓口連絡、相談することができない、または連絡、相談して支援を受けようとししない「潜在的な要支援者」や、つなげる先や確立された支援の形がない「制度の狭間」の問題が増加傾向にあると想定される。

このようなことから、相談支援機関側から、対象者のもとへ出向き、伴走型

の支援を行うアウトリーチ活動の重要性は増している。区が区民活動センターごとに設置しているアウトリーチチーム^{※1}の活動を推進していくだけではなく、民生児童委員^{※18}、社会福祉協議会^{※7}、地域包括支援センター^{※17}や障害者相談支援事業所、新たな児童館^{※2}、自立支援機関等のアウトリーチ活動実施主体のほか、地域住民やボランティア団体等、多様な地域の主体との積極的な連携により、地域全体のアウトリーチ力を向上させていく必要がある。

2 すべての人に対する包括的な（切れ目のない）支援

(1) 地域の見守り支えあいについて

急速な高齢化に伴い、支援が必要な高齢者が増加している。現在、民生児童委員が個別訪問する高齢者訪問調査^{※4}が行われているが、今後も増加が見込まれる一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対しては、重点的にアプローチを行い、支援が必要な人の早期発見と的確な支援へとつなげていく必要がある。

障害者の見守り対象者名簿への登載は、本人から希望があった場合に限り実施しており、対象者約7,600人に対し、名簿登載者は約1,300人とどまっている。また、障害の種類や状況に応じたきめ細やかな支援を行うためには、日頃から見守りや声かけ等の地域の交流を深めるとともに、地域団体と区の役割を明確にすることが重要である。

このようなことから、区が作成している見守り対象者名簿については、活用する町会・自治会や、本人が希望する形での登載者が増えるよう、事例等を紹介しながら、その活用方法を周知していくとともに、名簿を活用した活動の支援をしていく必要がある。

区では水道局、セブン-イレブン・ジャパン、郵便局に加え、生活協同組合や銀行等の事業者と、見守り・支えあい協定を締結している。今後この活動をさらに有意義なものとし、事業者を地域の担い手として位置付けていくため、実績や事例等の情報共有を区と事業者間で積極的に行っていくとともに、同様の協定を締結する主体を増やしていくことが望まれる。このような協定の締結をより身近な支えあいにつなげるきっかけにしていきたい。

また、これまで行われてきた訪問などの取組を地道に継続するとともに、ICTを利用した見守り支えあいについても検討し、多くの区民が、地域の見守り支えあいに関わっていける可能性を追求していただきたい。

(2) 公益活動を担う多様な人材や団体の地域での活躍支援について

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも、地域の中でその人にあった無理のない役割を持つことにより地域に貢献し、つながりや生きがい、やりがいを得るという意味でも、さまざまな主体が地域活動に取り組むことが求められている。しかし、地域活動に関する情報の不足、地域デビューのための入口・出口支援が十分でない等の課題があり、地域の担い手が不足して

いる状況にある。

また、地域が抱える問題や区民のライフスタイルが多様化していることや、地域活動を行わない主な理由として「時間がない」ことがあげられていることから、取り組む主体やその関わり方、つながり方の多様化や「空き時間」に無理なく行える形での活動が望まれる。

このようなことから、的確な情報提供、希望する活動内容や領域に対応した学習機会の提供、地域デビューのためのサポートの３点を相互に関連させながら、公益活動を担う多様な人材や団体の地域で活躍できるよう支援を行っていく必要がある。

(3) 住宅確保要配慮者^{※8}（低額所得者、高齢者、障害者等）の居住支援

住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）の民間賃貸住宅への入居においては、家賃滞納、近隣トラブル等の発生に対し民間賃貸住宅の賃貸人（家主）が個々に対応することへの不安が払拭できないため契約まで至らないケースが多く見受けられ、住宅セーフティネット^{※9}が確立しているとは言い切れない。単に、入居促進に留まらず、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、行政（住宅部門、福祉部門）、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し一体となった居住支援協議会にて、入居前から退去時まで切れ目ない適切な支援を実施する体制を構築する必要がある。

3 子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制の充実

(1) 新たな児童館の設置

① 子育てのストレス・疲れ、孤独感の高まり等により、児童虐待の件数は増加傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う外出自粛等により、さらに児童虐待のリスクは高まっており、保護者の悩みや困りごとを気軽に相談できる場所が必要である。また、子どもの声を聴く、子どもの生活の可視化ができ、子どものＳＯＳを拾い上げることのできる居場所となる施設が重要である。子どもにとって、自分の悩みを自然に話せる、保護者でも先生でもない大人がいる施設が重要である。

新たな児童館の検討においては、子どもや保護者の相談に応じ、ＳＯＳを拾い上げることができる機能について、検討してもらいたい。

② 区は、子育てに関する地域活動が活発である。その力をさらに活かし、発展させていくためには、地域の課題を身近なところで地域の人が解決していくという視点から、関係団体によるプラットフォームの形成が有効である。

新たな児童館の検討においては、地域の子育て関連団体がその場所を利用して活動するとともに、他団体との連携を深め協働を生み出すことのできる機能について、検討してもらいたい。

- ③ 新たな児童館は、従来までの児童館の役割に加え、新たな役割を担う施設である。そのことを、地域に浸透し、最大限に効果が還元されるようにしていく必要がある。これまでの施設から機能が強化された新たな施設であることが区民に伝わり、地域の中で理解されるよう、「児童館」とは異なる名称を用いることについて、検討してもらいたい。また、子どもや区民の意見を聴きながら、新たな児童館の機能を考えていくことも重要である。

(2) (仮称) 総合子どもセンター^{※12} の開設

- ① 子育てに悩んだり、不安を感じているがどこに相談すればよいか分からない場合等、精神的に限界を超えてしまう前に、何らかの形で行政につながるにより、必要な支援が受けられる。このことをすべての子育て家庭に知ってもらうことが重要である。

(仮称) 総合子どもセンターの開設を契機として、「行政の相談機関につながる・つなげる」ということを地域全体に浸透させるための取組について、検討してもらいたい。また、行政は、どのような相談も断らないという姿勢を示すこと、どのような場面にどの機関へ相談すればよいかを分かりやすく伝えることが重要である。

- ② 子どもの課題を解決するためには、専門性を持った人材が支援にあたり、着実に課題の解決まで導いていくことが必要である。また、子ども自身の課題を解決するだけでなく、家庭の課題を解決しなければ根本的な解決とはならない場合もある。このため、相談支援において、様々な課題に対応できる専門的な人材の育成・配置が必要になる。

(仮称) 総合子どもセンターを中心とした相談支援体制の構築にあたっては、専門的な人材の育成・確保のための取組、あるいは、専門的な人材が確保できる団体へのアウトソーシングについて、十分に検討してもらいたい。

(3) 地域の関係機関等の連携強化

- ① 子どもと子育て家庭の支援を充実させていくためには、子どもと子育て家庭を取り巻く関係機関が相互に連携を深めることが必要である。特に、子どもと保護者がそれぞれ別の課題を抱えている家庭等、複合的な課題を抱える家庭に対しては、より重層的な支援が必要となる。地域の関係機関が連携し、複合的、総合的なアプローチを行っていくことが効果的である。

すこやか福祉センター等の行政機関をはじめ、地域団体、NPO法人等の地域の関係機関が、相互の役割を認識した上で、それぞれの連携を強化するための取組について、検討してもらいたい。

- ② 母子手帳交付時から、かんがる一面接^{※3}、乳幼児健康診査などのような機会を通して、様々な子育て支援サービス等の周知がされているが、支援を必要としている人が支援を受けられず家庭や地域で孤立している可能性がある。

区は保健師による相談支援を強化し、適切な支援につなげるとともに、医療機関、幼稚園、保育施設、児童館、子育てひろば^{※5}、民生児童委員等と連携し、身近な地域での支援体制を強化していくことが重要である。

- ③ NPO法人子育てひろば全国連絡協議会が実施したアンケートによると、生まれ育った場所で育児をしていない「アウェイ育児」は7割以上となり、多くの保護者が、地域とのつながりが薄い中で子育てを開始している状況である。困難を抱えているが相談先が分からない、SOSを発信できない子どもや保護者等、潜在的に支援を必要としている子どもと子育て家庭をどのように把握し、適切な支援につなげるかが課題である。

海外や他自治体等の事例を参考にしながら、支援プラン作成時や乳幼児健康診査等の行政と保護者との接点を活かした、伴走型支援の充実について、検討してもらいたい。また、現状ではSOSを発信できない保護者、子どもも一定程度いることを踏まえて、メールやSNSによる支援について、検討してもらいたい。

- ④ 日本は、1989年に国連が採択した「児童の権利に関する条約^{※6}」（以下「条約」という。）に、1994年に批准している。子ども自身が、子どもには条約第12条の「自由に自己の意志を表明する権利」があるということを知るとともに、このことが地域社会において「子どもの権利」として浸透していくことにより、児童虐待をはじめ子どもが困難を抱える場面において、自らSOSを発信できるようになる。条約に掲げられている「子どもの権利」について、普及啓発をしてもらいたい。

4 成年後見制度^{※11}の利用促進について

(1) 制度の周知について

- ① 超高齢社会の進展に伴い、認知症等で判断能力が低下し、成年後見制度を利用している方の数は全国的に年々増加している。しかし、中野区での成年後見制度の申立をした件数はここ数年減少傾向にあり、成年後見制度の利用が進まない原因の一つとして、制度がよく理解されていないことが考えられる。

制度の周知方法として、「成年後見制度」そのものは難解なイメージから興味を持ちにくい傾向にあるので、例えばエンディングノートの作成等自分の人生終盤に対する思いや希望について判断能力があるうちに考えておこうというテーマを入口に成年後見制度の理解を図る等、工夫することが必要で

ある。

- ② 成年後見制度の利用が進まないのは、制度を利用することの具体的な流れやメリットがよく見えず不安が先行することにも原因があると思われる。成年後見支援センター※¹⁰に相談した場合のご本人に合った後見人候補者を決めるまでの流れ等、具体的にきめ細やかにわかりやすく伝えていく必要がある。

また、本人が信頼しているキーパーソンを巻き込む形で周知を図ること、説明会等を実施する際は参加を待つのではなく小さな場でも足を運んで周知を図っていくことも重要である。

(2) 早期発見・早期支援について

- ① 成年後見制度を必要とする人を早期に発見するために、地域で権利擁護を図っていくという共通認識をもって関係機関や地域住民と連携を図り、必要な支援につなげていくことが必要である。

また、権利擁護支援サービスを利用している方の判断能力の低下が進行した場合、早期に成年後見制度の利用を検討しスムーズに移行できるようにする対応も重要である。

- ② 成年後見制度だけではなく判断能力低下の段階に応じた様々な権利擁護の制度やサービスがあるので、ご本人の判断能力があるうちにそれらを知って考えてもらう、ということも早期支援につながる。

第2章 地域生活課題に対応するための包括的な支援体制の整備について

今後の全世代向け地域包括ケア体制構築及び地域共生社会の実現のためには、住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域課題を解決できる環境整備、多機関の協働により、地域生活課題に関する包括的な相談体制の強化、確立が必要である。

1 多機関の連携、協働による支援体制

(1) 全世代向け地域包括ケア体制を推進する会議体の運営

現在、区では高齢者を中心に、地域における区民の多様なニーズに対し、区民が必要なサービスや仕組みを活用し、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域で必要とされる支援・サービス等を包括的に提供する体制を効果的に推進することを目的に、区と区内関係団体を構成員とし、中野区全域とすこやか福祉センター圏域の2層構造による地域ケア会議を開催している。

今後、全世代向け地域包括ケア体制を推進していくにあたり、国の定める地域共生社会実現のための取組や各相談支援機関・会議体の機能・役割との整合を図りながら、会議の設置・運営形態や取り扱う課題、対象範囲等を見直していく必要がある。

(2) 「3つの支援」の実施

国は、地域住民の支援ニーズの複合化・複雑化や地域社会での貧困の拡大に対応する包括的支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」が必要であるとしている。

区では、これまでも日常生活圏域ごとに設置されているすこやか福祉センターや日常区民活動圏域ごとに配置されているアウトリーチチーム及び地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、自立相談支援窓口等がこの3つの支援と同等の役割を担ってきている。区民に身近な圏域ごとに配置されているアウトリーチチームには、制度の狭間にあたる支援を必要としている人、支援が必要な人として区や医療機関等の支援機関に把握されていない人等、すべての人の相談を受け止める窓口であってほしい。

これらの機能をさらに強化、発展させるため、地域を知り、幅広いネットワークを持ち、高いコーディネート能力を持った人材の育成が急務である。

(3) 在宅生活・療養の推進

区では、多職種が連携を図り、在宅療養の必要な区民が地域で安心して生活できるよう、連携体制の推進を進めているところであり、地域ケア会議という

場における新しい関係の構築や医療介護情報連携システムの活用等により、専門職間での「顔の見える連携の強化」が進んでいるところである。

今後は、住民主体で行われている見守り、支えあいのしくみに専門職を加えていく仕組みを作っていくことが望まれる。それぞれの日常生活、業務の中で把握した気になる人、家庭の情報等を、個人情報を守りながらも共有し、支援していくことも必要である。

用語説明

あ行		
1	アウトリーチチーム	事務職及び医療・福祉の専門職をチームとし区民活動センター（15 か所）に配置され、潜在的な要支援者の発見、継続的な見守り、地域資源の発見、地域の医療・介護、地域団体等のネットワークづくり等を行う。
2	新たな児童館	区民・子育て関係団体等の子育て支援活動の拠点となる場、職員によるアウトリーチ活動の場として検討を行っている区の施設。中学校区ごとに1館の配置を基本とし、今後、その機能や運営形態等について検討を進めていく。
か行		
3	かんがるー面接	中野区在住の全妊婦及び支援を必要とする産婦を対象とした、保健師等による面接。「かんがるープラン」（支援プラン）を作成し、産前・産後の事業やサービスに繋げている。
4	高齢者訪問調査	高齢者の孤立防止を目的に、民生児童委員が75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上の者のみの世帯を戸別訪問し、調査票に基づき対面で聞き取り、困りごとへの対応や要支援者の発見を行う。
5	子育てひろば	乳幼児の親が不安や悩みを軽減し、楽しく子育てできるよう身近な地域で集う場を用意して、親子で交流する場。
さ行		
6	児童の権利に関する条約	子どもの基本的人権を国際的に保証するために定められた条約。子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」等が掲げられている。

7	社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されており、地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
8	住宅確保要配慮者	低額所得者、高齢者、障害者、被災者、子育て世帯等、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。
9	住宅セーフティネット	公的賃貸住宅の提供や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保、及び情報提供や相談体制の構築等の入居支援に係るしくみ。
10	成年後見支援センター	成年後見制度についての相談、申立て手続きの支援、後見人等の支援、制度の普及啓発事業等、成年後見制度の活用を支援している。中野区が委託し中野区社会福祉協議会が運営している。
11	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等のため判断力が不十分で、自分ひとりでは契約や財産の管理等をすることが難しい方を保護・支援する制度。家庭裁判所が成年後見人等（その方の権利を守る援助者）を選ぶ法定後見制度と自らがあらかじめ成年後見人等を選んでおく任意後見制度がある。社会福祉法人や特定非営利活動法人等の法人が成年後見人等になることもできる。
12	（仮称）総合子どもセンター	子ども期から若者期における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に支援することを目的とした、児童相談所機能を併せ持つ区の施設。令和3年（2021年）11月29日開設予定（児童相談所機能は令和4年（2022年）2月1日に開始予定）。

た行		
1 3	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
1 4	地域住民等	地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者。
1 5	地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯における福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題、地域社会からの孤立、日常生活を営み活動に参加する上での各課題。
1 6	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、可能な限り自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
1 7	地域包括支援センター	介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。区内に8か所設置されている。
ま行		
1 8	民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般）についての相談を受ける特別職の地方公務員。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

《資料編》

1 地域福祉部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名		職 名 等	備 考
①	あらおか 荒岡 めぐみ	中野区民生児童委員協議会 桃園地区会長	
②	いなば つよし 稲葉 剛	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 客員教授	副部会長
③	いわかわ まき 岩川 真紀	元 こども教育宝仙大学 こども教育学部 教授	
④	かみむら こういち 上村 晃一	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 常務理事	
⑤	さかもと ひろし 坂本 洋	中野区成年後見支援センター 中野区成年後見支援事業運営委員 副委員長	
⑥	なかやま ひろかず 中山 浩一	中野区町会連合会 宮桃町会会長	
⑦	まるも あさみ 丸茂 亜砂美	公募委員	
⑧	みやざわ ゆりこ 宮澤 百合子	中野区福祉団体連合会 常任理事	
⑨	もり きょうこ 森 京子	中野区介護サービス事業所連絡会 副会長	
⑩	やまにし まりこ 山西 満里子	次世代育成委員	
⑪	わ け じゅんこ 和気 純子	東京都立大学 人文社会学部 教授	部会長
⑫	わたなべ あきこ 渡邊 昭子	公募委員	

2 地域福祉部会における審議内容

	日 時	議 題
第1回	4 月 (書面開催)	【審議事項】 ・ 部会長の選出 【報告事項】 ・ 付託事項の確認
第2回	5 月 (書面開催)	【審議事項】 ・ 中野区健康福祉総合推進計画について ・ 中野区地域包括ケアシステム推進プランの総括と今後の方向性について ・ 子ども・子育て支援事業計画等について 【報告事項】 ・ 地域見守り支えあい活動の状況について ・ 災害時個別避難支援計画作成の進捗状況について ・ 新型コロナウイルス感染症に係る区の対応状況について
第3回	7 月 27 日 (月) 19 時～21 時	【審議事項】 ・ 全世代向け地域包括ケア体制構築に向けた相談・連携体制について ・ 子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について 【報告事項】 ・ 中野区再犯防止推進計画について ・ 第2回議事等へのご意見・ご質問及び事務局からの回答
第4回	8 月 7 日 (金) 19 時～21 時	【審議事項】 ・ 子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について ・ (仮称) 中野区成年後見制度利用促進計画の策定に向けて ・ 中野区における地域の担い手となる人材の育成 ・ 中野区居住支援協議会の設置について 【報告事項】 ・ 「中野区健康福祉総合推進計画 2018」進捗状況について
第5回	9 月 7 日 (月) 19 時～21 時	【審議事項】 ・ 地域福祉部会報告書(案)について ・ 多機関・地域住民の連携による包括的な支援体制について

3 配付資料一覧

第2回 地域福祉部会

- 資料1－1 「中野区健康福祉総合推進計画」「中野区介護保険事業計画」
「中野区障害福祉計画」「中野区障害児福祉計画」について
- 資料1－2 第9期中野区健康福祉審議会及び「健康福祉総合推進計画2021」
「第8期介護保険事業計画」「第6期障害福祉計画」「第2期障害
児福祉計画」策定スケジュール（案）
- 資料2 中野区地域包括ケアシステム推進プランの総括と今後の方向性につ
いて
- 資料3－1 子ども・子育て支援事業計画等について
- 資料3－2 中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）
- 資料3－3 中野区子どもと子育て家庭の実態調査〈概要版〉
- 資料4 地域見守り支えあい活動の状況
- 資料5 災害時個別避難支援計画作成の進捗状況
- 資料6 新型コロナウイルス感染症に係る区の対応状況について

第3回 地域福祉部会

- 資料1－1 全世代向け地域包括ケア体制構築に向けた相談・連携体制につい
て
- 資料1－2 【抜粋】令和元年12月26日 地域共生社会推進検討会 最終
とりまとめ（概要）
- 資料1－3 全世代向け地域包括ケア体制構築に向けた相談・連携体制につい
て（特にご意見をいただきたい部分）
- 資料2－1 子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について
- 資料2－2 （仮称）総合子どもセンターの開設について

資料 2－2 別添	(仮称) 総合子どもセンターの機能イメージ
資料 2－3	新たな児童館における相談支援体制について
資料 3－1	中野区再犯防止推進計画（案）に係るパブリック・コメント手続 実施結果及び計画の策定について
別紙	中野区再犯防止推進計画の概要
別紙	中野区再犯防止推進計画
資料 4	第 2 回議事へのご意見・ご質問及び事務局からの回答
資料 5	第 3 回議事へのご意見・ご質問（書面参加委員より）
参考資料 1	第 9 期中野区健康福祉審議会 地域福祉部会委員名簿
参考資料 2	第 9 期中野区健康福祉審議会 事務局名簿
参考資料 3－1	現計画と次期計画の変更点
参考資料 3－2	第 9 期中野区健康福祉審議会及び各計画策定スケジュール（予定）
参考資料 4	地域福祉部会 開催日程と主な審議内容

第 4 回 地域福祉部会

資料 1－1	子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制について
資料 1－2	「子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制」に関する 現状・課題、解決策及び各主体の役割について
資料 2	(仮称) 中野区成年後見制度利用促進計画の策定に向けて
資料 2 別添	成年後見制度 -利用をお考えのあなたへ-
資料 3	中野区における地域の担い手となる人材の育成
資料 4－1	中野区居住支援協議会の設置について
資料 4－2	中野区居住支援協議会の設置について (ご意見をいただきたい部分)
資料 5	「中野区健康福祉総合推進計画 2018」進捗状況
資料 6	第 3 回部会議事 委員意見・質問に対する区の回答

資料 7 第 4 回部会議事 委員意見・質問

参考資料 1 地域福祉部会 開催日程と主な審議内容

第 5 回 地域福祉部会

資料 1 第 9 期中野区健康福祉審議会 地域福祉部会 第 1 次報告書（案）

資料 2－1 多機関・地域住民の連携による包括的な支援体制について

資料 2－2 多機関・地域住民の連携による包括的な支援体制について
（ご意見をいただきたい内容）